

平成26年(三)第31号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

主 文

- 1 債務者は、福井県大飯郡高浜町田ノ浦1において、高浜発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。
- 2 申立費用は債務者の負担とする。

理 由 の 要 旨

1 基準地震動である700ガルを超える地震について  
 基準地震動は原発に到来することが想定できる最大の地震動であり、基準地震動を適切に策定することは、原発の耐震安全性確保の基礎であり、基準地震動を超える地震はあってはならないはずである。  
 しかし、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来している。本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づいてなされ、活断層の評価方法にも大きな違いがないにもかかわらず債務者の本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない。

加えて、活断層の状況から地震動の強さを推定する方式の提言者である入倉孝次郎教授は、新聞記者の取材に応じて、「基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。」「私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。」と答えている。地震の平均像を基礎として万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる。

基準地震動を超える地震が到来すれば、施設が破損するおそれがあり、その場合、事態の把握の困難性や時間的な制約の下、収束を図るには多くの困難が

伴い、炉心損傷に至る危険が認められる。

2 基準地震動である700ガル未満の地震について

本件原発の運転開始時の基準地震動は370ガルであったところ、安全余裕があるとの理由で根本的な耐震補強工事がなされることがないまま、550ガルに引き上げられ、更に新規制基準の実施を機に700ガルにまで引き上げられた。原発の耐震安全性確保の基礎となるべき基準地震動の数値だけを引き上げるという対応は社会的に許容できないし、債務者のいう安全設計思想と相容れないものと思われる。

基準地震動である700ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあることは債務者においてこれを自認しているところである。外部電源と主給水によって冷却機能を維持するのが原子炉の本来の姿である。安全確保の上で不可欠な役割を第1次的に担う設備はこれを安全上重要な設備であるとして、その役割にふさわしい耐震性を求めるのが健全な社会通念であると考えられる。このような設備を安全上重要な設備でないとする債務者の主張は理解に苦しむ。債務者は本件原発の安全設備は多重防護の考えに基づき安全性を確保する設計となつており、主張しているところ、多重防護とは堅固な第1陣が突破されたとしてもなお第2陣、第3陣が控えているという備えの在り方を指すと解されるのであつて、第1陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の意義からはずれるものと思われる。

基準地震動である700ガル未満の地震によつても冷却機能喪失による炉心損傷に至る危険が認められる。

3 冷却機能の維持についての小括

日本列島は4つのプレートとの境目に位置しており、全世界の地震の1割が我が国の国土で発生し、日本国内に地震の空白地帯は存在しない。債務者は基準地震動を超える地震が到来してしまつた他の原発敷地についての地域的特性や

高浜原発との地域差を強調しているが、これらはそれ自体確たるものではないし、我が国全体が置かれている上記のような厳然たる事実の前では大きな意味を持つこともないと考えられる。各地の原発敷地外に幾たびか到来した激しい地震や各地の原発敷地に5回にわたり到来した基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといっているのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である。

#### 4 使用済み核燃料について

使用済み核燃料は我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼす可能性があるのに、格納容器のような堅固な施設によって閉じ込められていない。使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するということに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。また、使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性もBクラスである。

#### 5 被保全債権について

本件原発の脆弱性は、①基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする、③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにするという各対策がとられることによってしか解消できない。また、地震の際の把握の把握の困難性は使用済み核燃料プールに係る計測装置がSクラスであることの必要性を基礎付けるものであるし、中央制御室へ放射性物質が及ぶ危険性は耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要棟の設置の必要性を裏付けるものといえるのに、原子力規制委員会が策定

した新規制基準は上記のいずれの点についても規制の対象としていない。免震重要棟についてはその設置が予定されているものの、猶予期間が設けられているところ、地震が人間の計画、意図とは全く無関係に起こるものである以上、かような規制方法に合理性がないことは自明である。

原子力規制委員会が設置変更許可をするためには、申請に係る原子炉施設が新規制基準に適合するとの専門技術的な見地から合理的な審査を経なければならぬし、新規制基準自体も合理的なものでなければならぬが、その趣旨は、当該原子炉施設の周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼす等の深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため、原発設備の安全性につき十分な審査を行わせることにある（最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決、伊方最高裁判決）。そうすると、新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきこととなる。しかるに、新規制基準は上記のとおり、緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく債権者が人格権を侵害される具体的危険性即ち被保全債権の存在が認められる。

#### 6 保全の必要性について

本件原発の事故によって債権者らは取り返しのつかない損害を被るおそれが生じることになり、本案訴訟の結論を待つ余裕がなく、また、原子力規制委員会の設置変更許可がなされた現時点においては、保全の必要性も認められる。

## 【資料2】

### 原子力防災対策に関する申し入れ

関西広域連合では、関西電力高浜発電所3・4号機の再稼働や同1・2号機の運転期間延長に向けた動きが進む中、昨年12月25日、国に対し、これらに関する課題について、申し入れを行った（以下、「前回申し入れ」という。）。

その後、3・4号機に関し原子力規制委員会において審査書がとりまとめられ、3月27日の広域連合委員会において、原子力規制庁からこれに関する説明を聴取した。また、昨日、原子力災害対策指針の改定が行われたが、実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ圏外の地域における防護措置のあり方等について、懸念の残る内容となった。

前回申し入れのうち、十分な対応が図られていない部分もあり、加えて、新たな課題も生じている。

ついては、下記の事項について、国において早急に対応されることを求める。

なお、これらが実行されないとすれば、高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない。

#### 記

- 1 PAZ、UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定について、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早急に締結するよう指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる仕組みを構築すること。
- 2 原子力発電所の再稼働は、どのような判断基準でどこがどのような手順で認めるのか、リスクに関する責任は誰がどのように負うのか等、国の責任体制を明確にすること。このため、必要な法的枠組みを整備すること。そのなかで同意を求める範囲等、立地自治体及びPAZ、UPZ区域を含む周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 3 上記2点並びにSPEEDI等の予測を活用した避難やUPZ圏外の地域における防護措置のあり方、避難対策の実効性確保等、これまで関西広域連合が主張してきた点について明確な根拠をもって説明されたい。

平成27年4月23日

#### 関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	三日月 大 造	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	久 元 喜 造	(神戸市長)

【資料 3】

福島県の子どもたちの甲状腺検査結果（2015. 5. 18 検討会）  
 「悪性または悪性疑い」との診断は127名、  
 その内103名が手術によって甲状腺がんと確定

福島県民健康調査・甲状腺検査結果  
 （2015年3月31日現在）

		1次検査		2次検査				手術数	確定診断
		対象者	受診者	対象者	受診者	細胞診 受診者	悪性疑 い		
先行検査	23年度	47,768	41,810	221	199	91	15	15	良性 低分化乳頭 結節がん 1395人
	24年度	161,129	139,338	988	920	263	56	52	
	25年度	158,788	118,085	1,070	977	175	41	32	
	合計	367,685	299,543	2,278	2,096	529	112	99	
本格検査	26年度	216,766	145,445	1,007	588	53	15	5	乳頭がん 5人
	27年度	2,582	2,582	36	5	1	0	0	
	合計	219,348	148,027	1,043	593	54	15	5	

OurPlanet-TV ホームページより

先行検査の手術数 99 名には、良性の 1 名を含む

30 km圏外の福島市・郡山市・いわき市・会津若松市等でも小児甲状腺がんが確認



◆は「悪性または悪性の疑い」が確認されている市町村

福島県の県民健康調査資料より作成

【資料 4】

表 3 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線 : 40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率) $\beta$ 線 : 13,000cpm <sup>*4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	<u>O I L 2</u>	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

【資料5】

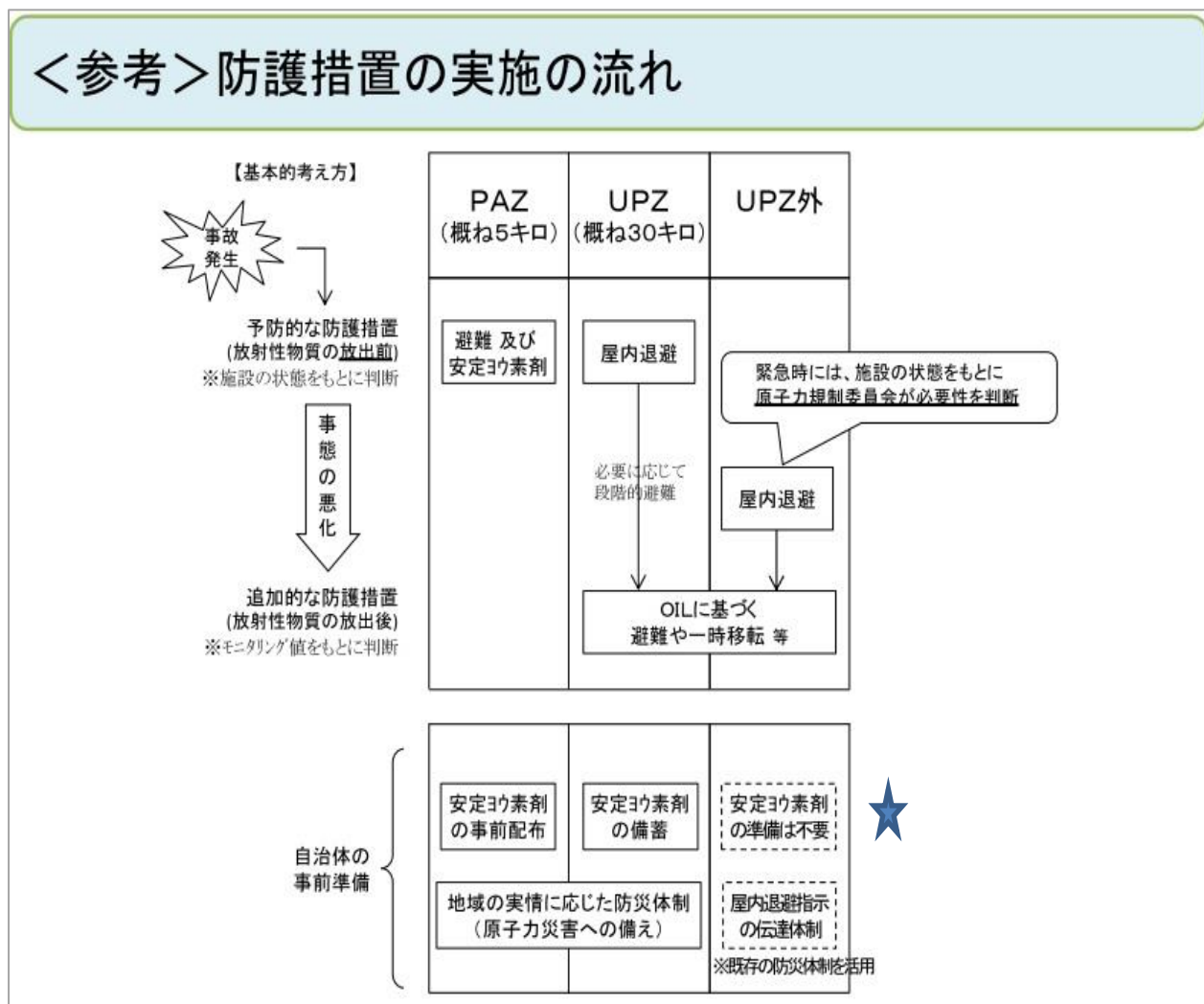
「・・・OIL1よりも可能な限り沈着核種による影響だけを捉える観点から・・・OIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）で判断することが実効的である。これにより、プルーム通過時の一時的な急上昇の影響を可能な限り除外した空間放射線量率に基づいて判断することができる。

「UPZ外の防護対策について」3頁 平成27年3月4日原子力規制庁

<http://www.nsr.go.jp/data/000099060.pdf>

【資料6】

＜参考＞防護措置の実施の流れ



「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた防護措置とSPEEDIの運用について」  
2015年3月4日 第60回原子力規制委員会会合 資料1より  
PDF79頁から <http://www.nsr.go.jp/data/000099060.pdf>

【資料 7】 ○ I L 2 の基準値  $20 \mu\text{Sv/h}$   
 事故後の飯舘村の線量に匹敵するほどの高い線量

①飯舘村では、事故直後の3月15日には雪が降り  $44.7 \mu\text{Sv/h}$  が計測され、福島県が公表している測定値では3月18日頃に役場で約  $20 \mu\text{Sv/h}$  が続いていた。京大原子炉実験所の今中哲二氏が2011年3月28・29日に飯舘村で測定した数値では、村の南側が最も高く約  $20 \mu\text{Sv/h}$  以上。これら飯舘村の線量は、ほぼO I L 2の範囲となる。

「図2は暫定的な結果である。赤の細い線は、測定した経路を示し、矩形の太線が、等高線を示す。青から赤になるに従い、放射線量率が高くなることを示している（この値は車中での線量率である）。一番南の赤い所で毎時 18~20 マイクロシーベルトである。

（中略）村の南部地域では、北部に比べて大きな放射線レベルが認められ、この地域での車内での最大値は毎時 20 マイクロシーベルトであった。この地点における車外道路上（地上約 1 m）の線量は毎時 24 マイクロシーベルトで、隣接している畑地では毎時 30 マイクロシーベルトであった。

「3月28日と29日にかけて飯舘村周辺において実施した放射線サーベイ活動の暫定報告」 2011年4月4日 今中哲二他 <http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/seminar/No110/iitatereport11-4-4.pdf>  
 （下線は今中氏）

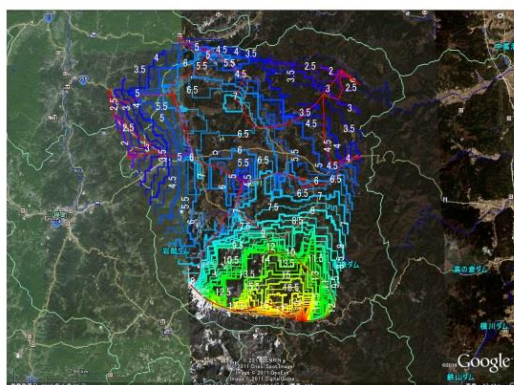
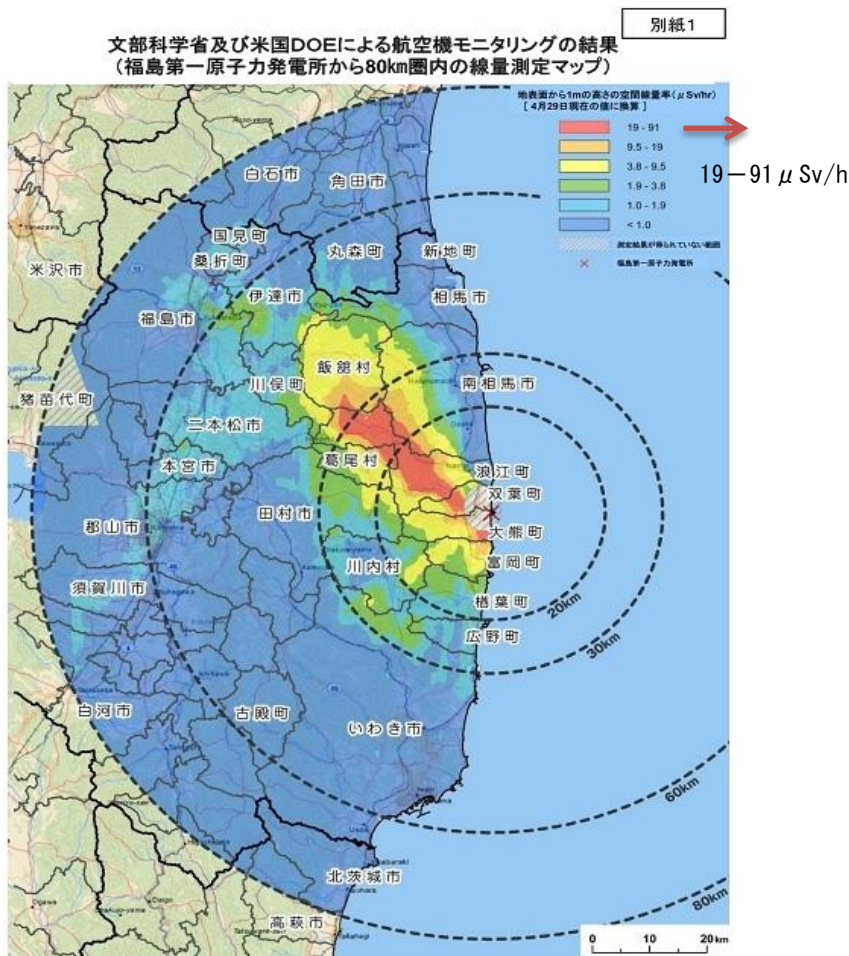


図2. 放射線量の等高線



②政府が公表している第1次航空機モニタリング（右図）は、4月6~29日に測定実施。これより以前の詳しいデータは公表されていないため、これと比べると、事故1ヶ月後の最も線量が高い部分（赤）が  $19\sim 91 \mu\text{Sv/h}$ 。飯舘村も含まれている。

文部科学省及び米国エネルギー省航空機による航空機モニタリング  
 測定実施日：4月6日~29日  
 福島第一原子力発電所から80kmの範囲内の地表面から1mの高さの空間線量率

[http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/4000/3710/24/1305820\\_20110506.pdf](http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/4000/3710/24/1305820_20110506.pdf)

原発事故時の避難先・兵庫県

福井県4市町分の危険区域の避難所 36ヶ所リスト

約1万人の避難先が危険区域に設定されたまま

避難所名・住所などは、関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(2014年3月)より  
危険区域内の避難所・危険の理由は、自治体アンケート結果より

アンケート実施期間：2014年11月7日～11月25日 兵庫県全41自治体から回答(回答率100%)  
実施主体：避難計画を案ずる関西連絡会/脱原発はりまアクション

避難元市町	小学校区	地区名2	人数	避難先市町	危険区域内の避難所	避難所住所	危険の理由				
小浜市	遠敷	竜前	178	豊岡市 3	五荘地区公民館	豊岡市上陰 137-7	風水害による浸水				
		忠野、上根来・中ノ畑地区	40		新田地区公民館	豊岡市河谷 596	風水害による浸水				
		検見坂地区	187		新田小学校体育館	豊岡市河谷 596	風水害による浸水				
	中名田	小屋・下田	366	養父市 2	関宮農林漁業者等健康増進施設	養父市関宮 630	土砂災害警戒区域				
					関宮コミュニティスポーツセンター	養父市関宮 627	土砂災害警戒区域				
	加斗	荒木 黒駒 下加斗・上加斗 法海 岡津・鯉川	211 113 319 148 237	香美町 4	1ノ2 射添体育館	香美町村岡区村岡 396	崩壊土砂流出危険区域				
					村岡体育館	香美町村岡区村岡 396	急傾斜地の崩壊				
					福岡体育館	香美町村岡区福岡 1110-1	急傾斜地の崩壊				
					おじろドーム	香美町小代区実山 65	崩壊土砂流出危険区域				
					新温泉町 1	浜坂体育センター	新温泉町浜坂 2440-1	土砂災害警戒区域			
	今富	尾崎	235	姫路市 4	兵庫県立姫路商業高等学校	姫路市井ノ口 468	土砂災害警戒区域				
					兵庫県立姫路飾西高等学校	姫路市飾西 148-2	土砂災害警戒区域				
					姫路市立飾磨高等学校	姫路市飾磨区妻鹿 672	土砂災害警戒区域				
					姫路市立琴丘高等学校	姫路市今宿 668	土砂災害警戒区域				
	雲浜	四谷町	286	市川町 1	市川町公民館	市川町小畑 848	土砂災害				
					福崎町 1	福崎小学校	福崎町馬田 169-4	浸水想定区域			
神河町 2									旧川上小学校	神河町川上 483	土砂災害警戒区域
									旧上小田小学校	神河町上小田 363	土砂災害警戒区域
口名田	須縄地区	163	宝塚市 5	兵庫県立宝塚高等学校	宝塚市逆瀬台 2-2-1	土砂災害					
	上中井・滝谷地区の一部	411名の約半分(205)		宝塚市立逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台 6-1-1	土砂災害					
	東相生地区	223		兵庫県立宝塚西高等学校	宝塚市ゆずり葉台 1-1-1	土砂災害					
	西相生地区	211									
高浜町	青郷	東三松	571	宝塚市 5	兵庫県立宝塚西高等学校	宝塚市ゆずり葉台 1-1-1	土砂災害				
		西三松・青葉	436								
			人数の小計	4,794							



避難元市町	小学校区	地区名 2	人数	避難先市町	危険区域内の避難所	避難所住所	危険の理由
高浜町	高浜	塩土・畑・中寄	533	宝塚市	兵庫県立宝塚北高等学校	宝塚市すみれが丘 4-1-1	土砂災害
		大西・中町・今在家・本町・中央・赤尾町・菌部の約半分	1,576名の約半分(788)		宝塚市立スポーツセンター	宝塚市小浜 1-1-11	浸水予想区域(2.0m未滿)
		横町	361	猪名川町 1	スポーツセンター	猪名川町万善字十貫 25-1	土砂災害警戒区域
おおい町	佐分利	岡安	184	川西市 2	川西市立多田小学校	川西市多田院 1-4-1	洪水
	大島	宮留・南浦	229		川西市立川西小学校	川西市栄根 1-1-1	洪水
若狭町	三方	鳥浜	826名の約1/3(275)	篠山市 3	B&G 海洋センター	篠山市日置 385-1	浸水想定区域
		舘川	168		今田健康増進センター	篠山市今田町下立杭字茶屋場 16-3	土砂災害警戒区域
		三方	654名の約半分(327)		西紀体育館	篠山市宮田 111	土砂災害警戒区域
	気山	中村	160	丹波市 4	山南 B&G 海洋センター体育館	丹波市山南町野坂 297	土砂災害警戒区域
		寺谷・切追・卒	227		春日体育センター	丹波市春日町黒井 496-2	浸水想定区域
	梅の里	世久見・食見	216		青垣住民センター	丹波市青垣町佐治 114	浸水想定区域
	岬	小川・神子・常神	499		氷上住民センター	丹波市氷上町成松字甲賀 1	浸水想定区域
	みそみ	能登野	339名の約半分(169)	三木市 2	中央公民館	三木市本町 2-2-10	浸水ハザード(河川)
		白屋・成願寺	326		三木コミュニティスポーツセンター	三木市加佐 572	土石流ハザード
	三方	北前川・佐古・田名・向笠	778	加東市 1	やしろ国際学習塾	加東市上三草 1175	洪水・ため池の浸水区域
				人数の小計	5,240		
			人数の総計	10,034			